

第1章 認定制度の概要

1 認定NPO法人制度の概要

認定NPO法人制度とは、NPO法人のうち、その運営組織、事業活動が適正であって公益の増進に資するものとして一定の基準を満たしているNPO法人を所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は、当該指定都市の長））が認める制度です。この認定NPO法人が税制上の優遇措置（メリット）が受けられるようにすることにより、NPO法人への市民からの寄附を行いやすくし、NPO法人の活動基盤の強化を支援することを目的としています。

この制度は平成13年度に創設され、当初は国税庁長官が認定を行う制度でしたが、平成24年の法改正により、所轄庁が認定を行う制度に改められました。

(1) 認定NPO法人とは

認定NPO法人とは、NPO法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストを含みます。）に適合したものと、所轄庁の認定を受けたNPO法人をいいます（法2③、44①）。

(2) 特例認定NPO法人とは

特例認定NPO法人とは、設立後5年以内のNPO法人を対象にした制度です。NPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものにつき一定の基準（パブリック・サポート・テストは含まれません。）に適合したものと、所轄庁の特例認定を受けたNPO法人をいいます（法2④、58①）。

本制度は平成23年の法改正で導入され、「仮認定NPO法人」という名称を用いていましたが、平成28年の法改正により、「特例認定NPO法人」という名称に改められました。

(3) 認定NPO法人等になることによるメリット

① 寄附者に対する税制上の措置

イ 個人が寄附した場合

個人が認定NPO法人及び特例認定NPO法人（以下「認定NPO法人等」といいます。）に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、特定寄附金に該当し、寄附金控除（所得控除）又は税額控除のいずれかの控除を選択適用できます（措法41の18の2①②）。

また、都道府県又は市区町村が条例で指定した認定NPO法人等に個人が寄附した場合、個人住民税（地方税）の計算において、寄附金税額控除が適用されます（地方税法（昭和25年法律第226号）37の2①三四、314の7①三四）。

ロ 法人が寄附した場合

法人が認定NPO法人等に対し、その認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合は、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人（P38参照）に対する寄附金の額と合わせて、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます（措法66の11の2②）。

ハ 相続人等が相続財産等を寄附した場合

相続又は遺贈により財産を取得した者が、その取得した財産を相続税の申告期限までに認定NPO法人（特例認定NPO法人は適用されません。）に対し、その認定NPO法人が行う特定非営利活

動に係る事業に関連する寄附をした場合、その寄附をした財産の価額は相続税の課税価格の計算の基礎に算入されません（措法70⑩）。

② 認定NPO法人のみなし寄附金制度

認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められます（特例認定NPO法人は適用されません。措法66の11の2①）。

(4) 認定の基準

認定NPO法人等になるためには、次の基準に適合する必要があります（法45、59）。

- ① パブリック・サポート・テスト（PST）に適合すること（特例認定NPO法人は除きます。）。
- ② 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

（注） 上記①～⑧の基準を満たしていても（特例認定NPO法人は①を除きます。）、欠格事由（法47）に該当するNPO法人は、認定（特例認定）を受けることができません。

(5) 欠格事由

次のいずれかの欠格事由に該当するNPO法人は認定等を受けることができません（法47）。

- ① 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
 - イ 認定又は特例認定を取り消された法人において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - ハ NPO法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ニ 暴力団の構成員等
- ② 認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人
- ③ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人
- ④ 国税又は地方税の滞納処分が執行中又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人
- ⑤ 国税又は地方税に係る重加算税等を課された日から3年を経過しない法人
- ⑥ 暴力団、又は、暴力団若しくは暴力団の構成員等の統制下にある法人

(6) 認定等の有効期間等

認定の有効期間は、所轄庁による認定の日から起算して5年となります（法51①）。

特例認定の有効期間は、所轄庁による特例認定の日から起算して3年となります（法60）。

なお、認定の有効期間の満了後、引き続き認定NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、その有効期間の更新を受ける必要があります（特例認定の有効期間の更新はありません。）（法51②）。

【県担当者よりワンポイント！】

認定NPO法人は、制度創設以降、年々その数が増加しています。認定NPO法人になることは、寄附者が税制上の優遇措置を受けられることで寄附金が集めやすくなるほか、以下に記載してあるような法人の組織力を高めていく上でも良い効果が得られます。

○ 認定NPO法人のメリット

1 社会的信頼の向上

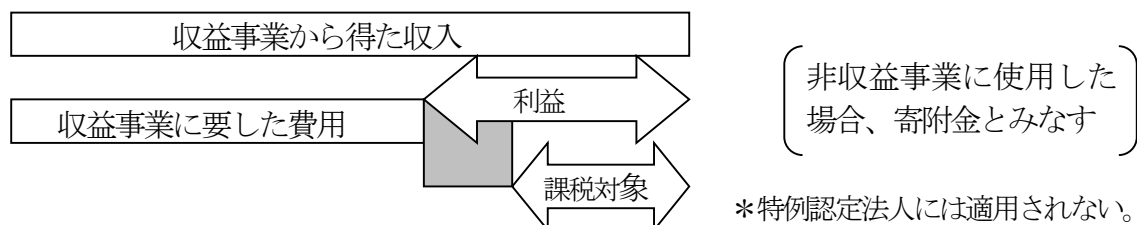
認定NPO法人は、高い公益認定の基準に適合しなければならないことから、社会的信頼が増します。具体的には、パブリックサポートテスト（PST）をクリアすることが一つの認定要件になっており、市民から寄附金を広く集めていくことで、法人に対する支援と信頼を高めていくこととなります。

2 寄附者に税の優遇措置

寄附者は、認定NPO法人に寄附をすると、税の優遇措置を受けることができます。これは、一番大きなメリットといえます。寄附した個人に対しては、所得税と住民税に関して寄附金控除があり、相続人が相続財産を寄附した場合も、その寄附した財産については相続税が非課税となります。また、企業等が寄附する場合も、損金算入限度額の枠が拡大されるため、寄附しやすくなります。

3 みなし寄附金制度

認定NPO法人になれば、「みなし寄附金制度」を活用することが可能です。この制度は、収益事業から得た利益で非収益事業の支出に充てた部分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度です。これを活用することで、納税額を減らすことが可能です。



4 組織基盤の強化

認定NPO法人になるためには、法令違反することなく、適正な運営組織でなければなりません。経理等も適正に処理し、情報開示も徹底して行わなければならないことから、法人の基盤強化を図ることができます。しかも認定された後も認定基準を維持し続けなければならないため、法令等を順守した適正な組織として法人を強化することができます。

5 法人運営に対する意識の向上

認定NPO法人は、認定取得後も5年ごとの更新が必要です。上記のような適正な組織運営体制を継続しなければならないため、役員や職員、スタッフが認定NPO法人としての社会的責任を認識することにつながり、法人運営に対する内部の意識が高まります。